

高浜発電所 4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▼系列 RCS降温 Rへ開放 1次系ポンプ他点検 Rへ組立 RCS漏洩検査 起動試験 起動前弁点検																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	6-2	5-1	5-2	4	3		
RCS 水位			キャビティ排水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー	①燃料棒出力CH ②燃料棒出力CH ③1次炉内圧力調整CH ④1次炉内圧力調整CH ⑤1次炉内圧力調整CH ⑥1次炉内圧力調整CH ⑦1次炉内圧力調整CH ⑧1次炉内圧力調整CH ⑨1次炉内圧力調整CH ⑩1次炉内圧力調整CH ⑪1次炉内圧力調整CH ⑫1次炉内圧力調整CH ⑬1次炉内圧力調整CH ⑭1次炉内圧力調整CH ⑮1次炉内圧力調整CH ⑯1次炉内圧力調整CH ⑰1次炉内圧力調整CH ⑱1次炉内圧力調整CH ⑲1次炉内圧力調整CH ⑳1次炉内圧力調整CH ㉑1次炉内圧力調整CH ㉒1次炉内圧力調整CH ㉓1次炉内圧力調整CH ㉔1次炉内圧力調整CH ㉕1次炉内圧力調整CH ㉖1次炉内圧力調整CH ㉗1次炉内圧力調整CH ㉘1次炉内圧力調整CH ㉙1次炉内圧力調整CH ㉚1次炉内圧力調整CH ㉛1次炉内圧力調整CH ㉜1次炉内圧力調整CH ㉝1次炉内圧力調整CH ㉞1次炉内圧力調整CH ㉟1次炉内圧力調整CH ㊱1次炉内圧力調整CH ㊲1次炉内圧力調整CH ㊳1次炉内圧力調整CH ㊴1次炉内圧力調整CH ㊵1次炉内圧力調整CH ㊶1次炉内圧力調整CH ㊷1次炉内圧力調整CH ㊸1次炉内圧力調整CH ㊹1次炉内圧力調整CH ㊺1次炉内圧力調整CH ㊻1次炉内圧力調整CH ㊼1次炉内圧力調整CH ㊽1次炉内圧力調整CH ㊾1次炉内圧力調整CH ㊿1次炉内圧力調整CH ㊿1次炉内圧力調整CH															
		モード3、4、5、6 (特許承認/イバスの監視)	・左位監視設備 ①燃料棒出力CH ②燃料棒出力CH ③燃料棒出力CH ④燃料棒出力CH ⑤燃料棒出力CH ⑥燃料棒出力CH ⑦燃料棒出力CH ⑧燃料棒出力CH ⑨燃料棒出力CH ⑩燃料棒出力CH ⑪燃料棒出力CH ⑫燃料棒出力CH ⑬燃料棒出力CH ⑭燃料棒出力CH ⑮燃料棒出力CH ⑯燃料棒出力CH ⑰燃料棒出力CH ⑱燃料棒出力CH ⑲燃料棒出力CH ⑳燃料棒出力CH ㉑燃料棒出力CH ㉒燃料棒出力CH ㉓燃料棒出力CH ㉔燃料棒出力CH ㉕燃料棒出力CH ㉖燃料棒出力CH ㉗燃料棒出力CH ㉘燃料棒出力CH ㉙燃料棒出力CH ㉚燃料棒出力CH ㉛燃料棒出力CH ㉜燃料棒出力CH ㉝燃料棒出力CH ㉞燃料棒出力CH ㉟燃料棒出力CH ㊱燃料棒出力CH ㊲燃料棒出力CH ㊳燃料棒出力CH ㊴燃料棒出力CH ㊵燃料棒出力CH ㊶燃料棒出力CH ㊷燃料棒出力CH ㊸燃料棒出力CH ㊹燃料棒出力CH ㊺燃料棒出力CH ㊻燃料棒出力CH ㊼燃料棒出力CH ㊽燃料棒出力CH ㊾燃料棒出力CH ㊿燃料棒出力CH ㊿燃料棒出力CH																

高浜発電所 4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備																	
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	6-2								
			(電源確保) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油供給装置 (表85-15-71において運転上の制限を定める) ・タンクローリー(3号炉および4号炉の空冷式非常用発電装置の燃料供給に使用) (表85-15-71において運転上の制限を定める)																		
			電源車(緊急時対策用)が空冷動作可能 ・電源車(緊急時対策用): 1台×2 (緊急時対策所あたりの合計所要数) ・空冷式非常用発電装置 (3号炉および4号炉の両方が要求) (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油供給装置 (3号炉および4号炉の両方が要求) (表85-15-71において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (3号炉および4号炉の両方が要求) (表85-15-71において運転上の制限を定める)																		
			モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統(1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基)動作可能 (2) 空気供給装置の所要数が使用可能 (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能 (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能 ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン: 1台※ ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット: 1基※ ・空気供給装置: 720本※ ・酸素濃度計: 1個※ ・二酸化炭素濃度計: 1個※ ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ: 1個※ ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ: 1個※																	
			モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所非常用空気 浄化ファン ・緊急時対策所非常用空気 浄化フィルタユニット ・空気供給装置 ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・緊急時対策所内可搬型エリ アモニタ ・緊急時対策所外可搬型エリ アモニタ																	

※ 緊急時対策所あたりの合計所要数

高浜発電所 4 号機 第 2 3 回定期事業者検査時の安全管理の計画

×	:機能要求あり(機能要求を満足すれば作業可能)
△	:条件付で機能要求あり(条件付機能要求を満足すれば作業可能)
	:機能要求なし(作業可能)

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
3	1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93℃超 177℃未満	全ボルト締付
5-1	1次冷却材温度 93℃以下(RCS 撥水)	全ボルト締付
5-2	1次冷却材温度 93℃以下(RCS 非撥水)	全ボルト締付
6-1	1次冷却材温度 93℃以下(キベティ 低水位)	1本以上が締められている
6-2	1次冷却材温度 93℃以下(キベティ 高水位)	1本以上が締められている(全ボルト取り外し)
モード外	全ての燃料が原子炉格納容器の外にある状態	—

※ 本計画は、安全確保の方法の基本方針を示すものであり、詳細については、保安規定を参照すること。また、作業工程等の変更が生じた際には、保安規定の遵守を徹底し、安全確保に努めるものとする。

別表

長期施設管理方針実施状況総括表

4号炉 長期施設管理方針実施状況総括表

長期施設管理方針№	長期施設管理方針に基づく活動内容			実施時期	第23 保全サイクル 実施計画	進捗状況**	備考 ()内は実績を記載
	機器又は系統名	部位と経年劣化事象	活動項目				
1	蒸気発生器	伝熱管の損傷	蒸気発生器の伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	中長期	-	未実施	
2	原子炉容器	胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化	原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化については、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、第5回監視試験の実施計画を策定する。	中長期	○	実施済	原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化については、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、各ユニットの監視試験片取出しの3カ年計画を策定しており、高浜4号機においても第5回監視試験の実施計画を策定済み、第23回定期検査において監視試験片を取り出し、監視試験を実施予定。
3	ドレン系統配管	母管 腐食(流れ加速型腐食)	配管の腐食(流れ加速型腐食)については、肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*について、耐震性が確認できる板厚に到達するまでに、サポート改造等の設備対策を行い、これを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、サポート改造等の設備対策が完了するまでは、減肉傾向の把握およびデータ蓄積を継続して行い、減肉進展の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。	短期	-	実施済	(第21保全サイクルで実施済) ドレン系統配管について、第21回定期検査期間中にサポート改造等の設備対策を実施した。また、この工事を反映した耐震安全性評価を実施し、当該系統において必要最小肉厚 t_{sfr} までの減肉を想定しても、耐震安全性に影響がないことを確認した。
4	基準地震動による評価が必要な設備	耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象	* 1:弾性設計用地震動 $S_d-2 \sim S_d-7$ に対する評価を含む。 * 2:基準地震動 S_s-1 に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象等については、基準地震動 $S_s-2 \sim S_s-7$ に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。 * :ドレン系統配管 基準地震動 $S_s-2 \sim S_s-7$ に対する評価* 1が必要な全ての機器・経年劣化事象* 2について、継続して評価を実施する。	短期	-	実施済	(第20保全サイクルで実施済) 基準地震動 $S_s-2 \sim 7$ に対する評価(弾性設計用地震動 S_d1 による評価を含む)が必要な全ての機器・経年劣化事象について、評価を実施した結果、耐震安全性に問題はないことを確認した。
5	主変圧器	コイル 絶縁低下	主変圧器のコイルの絶縁低下については、絶縁紙の寿命評価に基づく取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	-	未実施	

※ : 「高浜発電所原子炉施設保安規定」 添付6の長期施設管理方針番号

※※ : 第23サイクル当初での状況を記載